

令和8年度
神奈川県職員採用試験に向けた説明会

神奈川県管理栄養士の 業務について

平塚保健福祉事務所
東都 紀花



はじめに ～自己紹介～



○ 令和6年度神奈川県採用（2年目）

○ 所属：平塚保健福祉事務所

○ 生まれも育ちも神奈川県

【志望動機】

- ・ 神奈川だから
- ・ 専門性を活かして働きたかったから
- ・ さまざまな業務を経験してみたかったから

担当業務

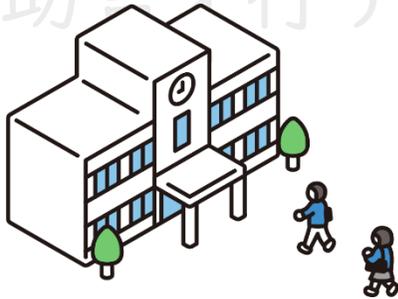
1. 特定給食等指導事業に関する事
2. 栄養表示等適正化及び活用推進事業に関する事
3. 専門的栄養指導に関する事
4. 国民健康・栄養調査に関する事
5. 栄養士等実習生の指導に関する事

1. 特定給食等指導事業に関する事
2. 栄養表示等適正化及び活用推進事業に関する事
3. 専門的栄養指導に関する事
4. 国民健康・栄養調査に関する事
5. 栄養士等実習生の指導に関する事

特定給食等指導事業とは

【健康増進法第18条 第1項第2号】

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと



特定給食施設

継続的に1回100食以上 又は
1日250食以上の食事を提供する施設

特定給食等指導事業

1. 実地調査及び指導

【健康増進法第18条第1項第2号、第20～24条及び条例】

2. 栄養管理講習会(年2～3回)

3. 給食施設管理事務

◆ 栄養改善普及運動



1. 実地調査及び指導

【健康増進法第18条第1項第2号、第20～24条及び条例】

2. 栄養管理講習会（年2～3回）

3. 給食施設管理事務

◆ 栄養改善普及運動



1. 実地調査及び指導 事業の流れ



〇月〇日伺います!

保健所職員

よろしくお願いします



施設担当者

食品衛生監視員

栄養指導員



調査に参りました

書類準備できてます



施設担当者・栄養士



1. 実地調査及び指導 仕事で任されていること

・各施設へ電話でのアポ取り



・実地調査・指導の実施

先輩栄養士

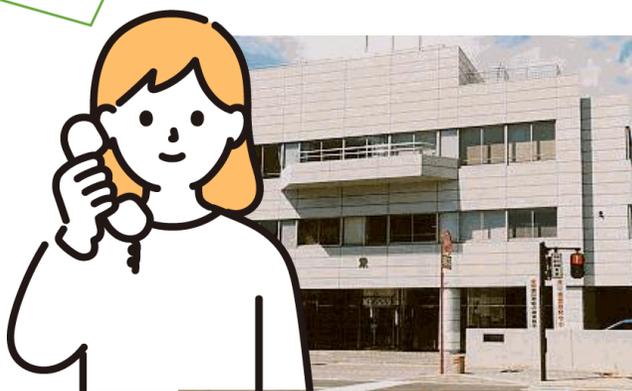


・書類の発送準備、提出書類の処理

1. 実地調査及び指導 やりがいを感じたとき



調べてお返事します



- 保健福祉事務所 栄養士を頼ってくれたとき
- 改善がみられたとき

特定給食等指導事業

1. 実地調査及び指導

【健康増進法第18条第1項第2号、第20～24条及び条例】

2. 栄養管理講習会（年2～3回）

3. 給食施設管理事務

◆ 栄養改善普及運動



2. 栄養管理講習会 事業の流れ

計画・ 企画

- ・ テーマ、対象、開催時期等について計画を立てる

事前 調整

- ・ 会場等の予約、講師との日程や内容の調整など

準備

- ・ 施設へ開催のお知らせ、配付資料の作成など

実施

- ・ 集合又はオンライン配信等で実施

報告

- ・ アンケート集計、報告書の作成など

2. 栄養管理講習会 実際の様子

対面で実施



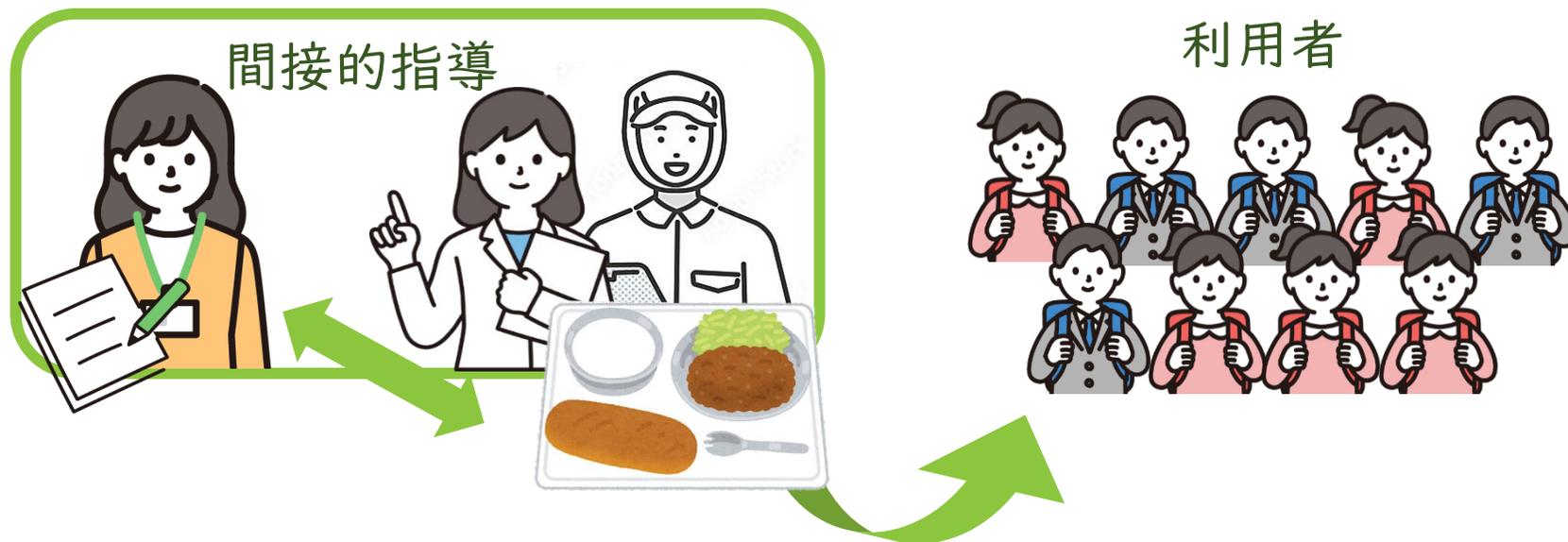
オンライン配信



特定給食等指導事業のまとめ

平塚管内では**196施設**が対象

➡ 給食施設の先にいる**約46,000人**の
食事に関わる可能性があります



2年働いて思ったこと

- ・ 公私のバランスが取れる
- ・ 視野が広がった
- ・ 先輩栄養士・周りの方に相談しやすい
 - 県保健福祉事務所栄養士研究会（月1回）、
業務検討会 等

◎1年目：新任栄養士研修

ご清聴ありがとうございました

